

(第1号様式)

プロジェクト登録申請書兼Jブルークレジット[®]認証申請書

ジャパンブルーエコノミー技術研究組合 御中

(代表申請者) 静岡県


住所：静岡県静岡市葵区追手町9番6号

氏名：静岡県知事 川勝 平太 

法人番号：7000020219997

(共同申請者) NPO法人Earth Communication

住所：静岡県御前崎市白羽5414番地18

氏名：代表理事 川口 眞矢 

法人番号：8080405007146

Jブルークレジット制度実施要領の規程に基づき、次のとおりプロジェクト登録兼クレジットの認証を申請します。

プロジェクト番号	202211JBCA00008
プロジェクト名称	御前崎港久々生（くびしょう）海岸里海プロジェクト

<p>プロジェクト区分 (複数選択可)</p>	<p>自然基盤 吸収源の回復、維持、劣化抑制</p>
<p>プロジェクト概要</p>	<p>静岡県による御前崎港の造成により、平成21年頃から徐々に御前崎港海岸及び相良新庄海岸にアマモ場が形成され始めた。</p> <p>その後、堤防や港の造成により岩場が多かった海岸には砂や泥が流れ着き、コアマモの群生を促した。その一方、地形的に当地区にはごみが漂着するため、群生したコアマモの上に覆いかぶさるように海洋ごみがたまってしまう。</p> <p>そのままではコアマモに日光が届かず、光合成できずに枯れてしまう恐れがある。この状況を打破するため、平成30年10月から当コアマモ場の状況をいち早く認知したNPO法人Earth Communicationにより、気候変動に対応した持続可能な環境づくりに寄与するコアマモ場の保全活動を目的とした、ビーチクリーン活動や環境学習、自然体験活動等を継続して実施している。</p> <p>NPO法人Earth Communicationは、令和3年に御前崎港のボートサポーターに認定されており、県御前崎港管理事務所、国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所、御前崎港湾建設工事安全協議会と共同でビーチクリーン活動を行っている。</p> <p>ビーチクリーン活動については月に3～4回ほど開催しており、令和4年度は18,210Lのごみを回収した。</p> <p>当海岸は、防潮堤により通常は人の出入りが無く、地元の方々も当海岸にアマモ場が広がっていることがあまり認知されていない。</p> <p>そのため、藻場の維持・拡大により豊かな海を維持していくためには、これまで取組んでいる活動の認知度を上げ、賛同者・協力者を増やしていく必要がある。</p> <p>更には、世界的な脱炭素化が進む中で、CO₂の新たな吸収源として脚光を集めるブルーカーボン生態系の創出が一つの手段と考えられ、この取組により藻場が創出・維持されることが、御前崎港が目指すカーボンニュートラルポートの形成にも資するものと考えている。</p> <p>また、クレジットの取得が、コアマモ場保全活動を広くPRすることとなり、賛同者・協力者が増え活動が盛んになることで間接的に脱炭素社会に貢献していけると考えている。</p> <p>このような考えのもと、令和5年度以降も継続したビーチクリーン活動、環境学習、自然体験活動の実施を予定している。(添付資料：活動実施計画書(2023年度))</p>

申請対象期間に実施した活動の概要	<p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none">・NPO法人Earth Communication：ビーチクリーン活動、環境学習、自然体験活動・静岡県御前崎港管理事務所：ビーチクリーン活動・国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所：ビーチクリーン活動・御前崎港港湾建設工事安全協議会：ビーチクリーン活動 <p>【申請対象期間に実施したプロジェクト概要】</p> <p>ビーチクリーン活動：合計40回実施 環境学習：令和4年12月実施、 令和5年1・2・5・6・7・8・9月実施 (調査活動も含む) 自然体験活動：令和4年10・11月実施、 令和5年3・4・5・6・7・8・9月実施</p>
プロジェクト実施開始日	平成30年10月1日～現在

方法論1	①対象生態系面積の算定方法	<p>【生態系】海草</p> <p>【藻場】アマモ場</p> <p>【構成種】コアマモ</p>
	②クレジット認証対象期間	2022年10月01日～2023年09月30日
	③対象とする面積	<p>【面積】</p> <p>0.28 (ha)</p> <p>【面積の算定根拠】</p> <p>○対象生態系面積：90% ドローンによる空撮を行い、アマモ場の分布範囲を確認することができた。しかし、面積の算出方法等の確実性が不十分であると判断した。○吸収係数：80% コアマモの藻場タイプはアマモ場であることから、手引きに示す通りの吸収量を用いたが、全国的な文献値であるため不十分であると判断した。</p> <p>【面積の資料】</p> <p>別添1. pdf</p>
	④吸収係数	<p>【単位面積あたりの吸収量】</p> <p>4.9</p> <p>【単位面積あたりの吸収量の算定根拠】</p> <p>桑江ら（2019）の表?4</p> <p>に記載されているアマモ場の吸収係数（4.9t-CO₂/ha/年）を用いた。</p> <p>桑江ら（2019, 6）：浅海生態系における年間二酸化炭素吸収量の全国推計. 土木学会論文集B2（海岸工学），75：10-20</p> <p>【単位面積あたりの吸収量の資料】</p> <p>添付ファイルなし</p>
	⑤吸収量算定方法	<p>【計算に利用した式】</p> <p>式1</p> <p>【算定結果（吸収量）】</p> <p>1.372 (t-CO₂)</p>
	⑥確実性の評価	<p>【対象生態系面積の評価】</p> <p>90%</p> <p>(面積：0.28 (ha) × 評価：90%)</p> <p>【吸収係数の評価】</p> <p>70%</p> <p>(吸収係数：4.9 × 評価：70%)</p>
	⑦調査時に使用した船舶の情報	船舶使用なし

方法論1	⑧ベースラインの設定方法 妥当性とその量	【CO2吸収量】 0 (t-CO2) 【設定した根拠】 久々生海岸及び相良新庄海岸は、御前崎港の造成により発生したアマモ場であり、造成前に同水域ではアマモの自生は確認されていなかったことから、ベースラインをゼロとした。 【資料】 添付ファイルなし
	⑨クレジット認証対象の吸収量	0.864 (t-CO2)

合計のクレジット認証対象の吸収量	0.8(t-CO2)
------------------	------------